



第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、(公財)日本セーリング連盟加盟団体外洋東京湾
—Japan Sailing Federation (JSAF)Tokyo Bay Offshore Sailing Club—という。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を東京都又は周辺に置く。

(目的)

第3条 本会は、東京湾を中心とする水域における外洋ヨットに関する事業を実施することおよび、海事思想普及を目的とする。

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(会員)

第5条 会員の種別

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 本会に艇を登録している者

(会費の納入等)

第6条 会費等の納入

- (1) 本会に入会しようとする者は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - (2) 本会に入会しようとする者は所定の入会申込用紙に記入し提出しなければならない。
 - (3) 本会から退会しようとする者は退会届を提出し、未納の会費を納入しなければならない。
- (資格の喪失等)

第7条 本会の会員は次の各号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
 - (2) 本会の会費の納入を怠ったとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) 本会が解散したとき
- (除名)

第8条 本会の会員は、次の各号に該当するときは常任委員会の議決により除名されることがある。

- (1) 本会の会則又は関係規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を棄損したとき
 - (3) 本会の秩序を著しく乱したとき
- (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 各委員会委員長
- (4) 事務局長 1名
- (5) フリートキャプテン
- (6) 監事 2名以内

(役員を選任)

第10条

- (1) 会長・副会長は、常任委員会において、会員の中から選出する。
- (2) 事務局長は、会員の中より会長が選出する。
- (3) フリートキャプテンは、フリート会議により選出し、常任委員会において承認し会長が任命する。
- (4) 監事は、会員の中より会長が任命する。
- (5) 事務局長または監事に欠員が生じたときは、常任委員会において選任する。この場合、次の総会において承認を得るものとする。
- (6) 役員に選任される者は、本会に入会して2年以上経過した、JSAFメンバーとする。
但し、他の外洋系加盟団体から移籍した者はその在籍年数を加算される。

(役員職務)

第11条

- (1) 会長は、会を代表し、総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位に従い会長に事故があるときはそ

の職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

(3) 役員は常任委員会を組織して、会の日常業務の運営に当たる。

(4) 監事は、会の会計及び業務を監査し、会長、副会長及び事務局長の業務を監視・監督する。

また、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の1つに該当するときは、常任委員会の議決を経て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他の役員たるに適しない非行があると認められるとき。

(3) 辞職を申し出たとき。

(顧問)

第14条

(1) 本会に顧問若干名を置くことができる。

(2) 顧問は、常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。

(3) 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

(委員会)

第15条

(1) 会長は常任委員会のもとに委員会を置き、事業の円滑な進行をはかる。

委員会は、常任委員会の議決に基づき設置する。

(2) 委員会に関する必要な事項は常任委員会の議決を経て会長が別に定める。

(委員長及び委員の選任)

第16条

(1) 各委員会の委員長は、常任委員会の互選に基づき会長が任命する。

(2) 各委員会の副委員長並びに委員は、常任委員会において会員の中より選任し、会長が任命する。

(3) 各委員会には、必要に応じて委員長の選任した補助委員を置くことができる。

(フリートの設置)

第17条

(1) 本会に、事業の分担と円滑なる運営及び会員相互の親睦を図るため、次のフリートを置く。

(1) 横浜フリート (2) 東京フリート (3) 浦賀フリート (4) 千葉フリート

(5) 東京中央フリート

(2) フリートは原則として一泊地を恒久的に基地とする登録艇に属する会員を持って構成する。

(3) フリートキャプテンは、フリートを代表し統括する。

- (4) フリートの設立、併合、廃止は、常任委員会において決定する。又設立は登録艇7艇以上を原則とする。

第3章 会議

(種別)

第18条 会議は総会、常任委員会とする。

(総会)

第19条

- (1) 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。
- (2) 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上が総会の目的事項を記載した文書を持って請求したときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
- (4) 総会を招集しようとするときは、開催日の14日前までに、会議の目的事項、日時及び場所を示した文書を持って、会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、直ちに付議することが出来る。

(総会の議決事項)

第20条 総会は次の事項を議決又は承認する

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 運営規則の制定及び変更
- (4) 役員承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他常任委員会より付議された事項

(総会の定足数及び議決)

第21条

- (1) 総会は会員の5分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- (2) 総会の議事は、法令又は規則に別段の定めのある場合のほか、出席した会員の過半数の議決をもって、これを決す。可否同数の時は議長の決すところによる。
- (3) 総会に出席することのできない会員は書面をもって議決し、または他の出席者に議決権の代行を委任することができる。この場合は、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条

- (1) 総会、及び常任委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- (2) 議事録は、議長が指名する書記が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び書記が署名するものとする。

1. 会議の日時及び場所
2. 会員数及びその出席者数
3. 議事の経過概要及びその結果。

(常任委員会)

第23条

- (1) 常任委員会は、会長が議長となり、役員をもって構成し、必要に応じて、他の会員を適宜出席させることができる。
- (2) 常任委員会は、会の日常業務の運営に当たり、次の事項を審議決定する。
 1. 総会に提出する議案。
 2. 総会によって委任された事項。
 3. その他会の運営上、必要な事項。

(常任委員会の招集)

第24条 常任委員会は、定例の他、会長が必要と認めたとき招集する。

(常任委員会の定足数および議決)

第25条

- (1) 常任委員会は、役員の大過半数が出席しなければ議事を開き審議決定することができない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、審議事項に関係ある委員会の委員長が出席しない場合は、当該事項を議決することはできない。
- (3) 常任委員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
又は他の出席役員に議決権の行使を委任することができる。この場合はその役員は、出席したものとみなす。

第4章

(事務局)

第26条

- (1) 本会に事務局を設け、事務局員を置くことができる。
- (2) 事務局員は会長が任命する。
- (3) 事務局員は、会長の命を受け、事務に従事する。

第5章 会計

(事業年度)

第27条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第28条

本会の経費は、会費、入会金、舟艇登録料、レースの参加料、計測料、本部からの交付金及び寄付金、その他の収入により支弁する。

(臨時会費)

第29条

本会の運営上必要があるときは、常任委員会の議決を経て、臨時会費を徴収することが出来る。

(事業計画および収支予算)

第30条

会長は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、総会に提出しなければならない。

(事業報告および収支計算書)

第31条

会長は毎事業年度経過後2ヶ月以内にその事業年度の事業報告書、財産目録、及び収支計算書を作成し、監事監査を経て総会に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第32条

本会の毎事業年度の決算において、剰余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

第6章 規則の変更および会の解散

(規則の変更)

第33条

この規則は総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ、変更することが出来ない。

(解散)

第34条

本会の解散は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することが出来ない。

(残余財産の処分)

第35条

会の解散に伴う残余財産は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ、処分することができない。

第7章 雑則

第36条

本規則に定めなきことは、常任委員会で審議し、総会で決定する。

JSAF 外洋東京湾・会費納入規則

この規則は当会運営規則第6条に基づく規則である。

1. 会員は、会費納入を”金融機関口座振替払い”とする。
2. 新入会員は”金融機関口座振替払い”書類を入会時に提出すること。
3. この制度に応じない自己払い会員には、会費の一部として”自己払い会員事務処理加算金”を賦課する。この支払に応じなかった会員は、会費未納の取り扱いとする。その加算金額は事務外注処理に必要な金額を想定し、3,000円とする。
4. ”金融機関口座振替払い”で口座残高不足などにより振替実行不能会員および”自己払い会員”の会費納入期限はその年の5月末日とする。
5. 会費の納入が2年滞った会員は退会とする。その会員が新たに入会する場合には新規扱いとなり、会員番号も新規に採番する。

付則 1.	1999年2月19日	規則制定。
	1999年4月1日	施行
	2000年5月31日	規則改正
	2001年5月31日	改正
	2011年5月26日	第11条1.規則改定
	2012年5月31日	第6条、第21条 規則改正
	2017年5月25日	第5条、第19条 規則改正
	2024年5月	大幅改定 会員種別 代議員会等
	2026年5月27日	第9条、第11条、第15条、第16条、第20条、 第25条(常任委員)、第17条(フリート)

以上

外洋東京湾委員会設置細則

1. 目的

外洋東京湾では事業の円滑な進行及び会務運営のため次の委員会を設置する

2. 委員会

外洋東京湾では次の委員会を設置する

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 安全通信委員会
- (4) レース委員会
- (5) ルール委員会
- (6) 計測委員会
- (7) 広報委員会
- (8) レディース委員会

3. 委員会の職務

1. 総務委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 儀式典礼に関すること。
- (2) 委員会相互間の調整に関すること。
- (3) その他、他の委員会に属さないこと。

2. 財務委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 各事業の収支に関すること。
- (2) 毎事業年度の決算及び予算の作成に関すること。
- (3) その他、会計に関すること。

3. 安全通信委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 外洋帆走艇の通信に関する情報資料の収集に関すること。
- (2) 通信に関する講習会の開催に関すること。
- (3) 特別規定検査の維持管理に関すること。
- (4) 外洋帆走に必要な運用術及び航海術の啓蒙に関すること。
- (5) 外洋帆走艇の事故の防止に関すること。
- (6) その他、安全と通信に関すること。

4. レース委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 会の主催するレースの企画及び実施に関すること。
- (2) レースの褒賞に関すること。
- (3) その他、レースに関すること。

5. ルール委員会は次の事項を扱う。
 - (1) レースの審判に関すること。
 - (2) レース委員会への連絡及び勧告に関すること。
 - (3) その他ルールに関すること。
6. 計測委員会は次の事項を扱う
 - (1) 外洋帆走艇の計測の企画及び実施に関すること。
 - (2) その他、計測に関すること。
7. 広報委員会は、次の事項を扱う
 - (1) 会員以外に対する広報活動に関すること。
 - (2) その他、広報に関すること。
8. レディース委員会は、次の事項を扱う。
 - (1) 女性会員の増加に関すること。
 - (2) 会の主催のレース、イベントに女性視点から積極的に関与しアドバイスやジェンダーレスへの改革に関すること。

付則1.	2011年 5月24日	制定・施行	
	2014年 5月29日	改正	
	2023年 6月15日	改正	
	2025年10月16日	改正	
	2026年 5月27日	改正	第2条、第4条、第5条、第6条(帆走委員会)

以上